

総行行第 8 7 号
総行住第 5 1 号
総行市第 1 7 9 号
平成 2 6 年 5 月 3 0 日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

】 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方自治法の一部を改正する法律の公布について (通知) (抜粋)

地方自治法の一部を改正する法律(平成 2 6 年法律第 4 2 号。以下「改正法」という。)は、平成 2 6 年 5 月 3 0 日に公布され、下記第 6 に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

また、改正法の施行に伴い、地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。)についても、改正法の当該規定の施行の日(改正法の公布の日から起算して 6 月若しくは 2 年を超えない範囲内において政令で定める日又は平成 2 7 年 4 月 1 日)までに所要の改正を行うこととしており、施行令に係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。)第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 指定都市の区に関する事項

1 区の事務所の分掌事務

区の事務所が分掌する事務については、条例で定めるものとされたこと。
(法第252条の20第2項関係)

指定都市においては、第1の改正の趣旨が、区の役割を拡充し、住民自治を強化しようとするものであることを踏まえ、区の事務所が分掌する事務を定める条例について、単に現在区の事務所が分掌している事務を機械的に規定するのではなく、どのような区のあり方がふさわしいか十分に検討した上で立案する必要があること。また、指定都市の議会においても、条例の制定について議決する際には、同様に、どのような区のあり方がふさわしいか十分に議論することが重要であること。

加えて、区の役割を拡充し、区を単位とする住民自治の機能を強化する観点から、下記2の総合区の設置の要否及び下記3の議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組みの設置の要否についても併せて議論することが望ましいこと。

2 総合区制度

(1) 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くことができるものとされたこと。(法第252条の20の2第1項関係)

総合区は、指定都市の一部の区域に設置することも、全域に設置することも、また設置しないことも、いずれも可能であることを踏まえ、指定都市においては、どのような区のあり方がふさわしいか十分に議論し、総合区の設置の要否について検討する必要があること。

(2) 総合区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに総合区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならないものとされたこと。(法第252条の20の2第2項関係)

(3) 総合区にその事務所の長として総合区長を置くものとし、総合区長は、市長が議会の同意を得てこれを選任するものとされたこと。(法第252条の20の2第3項及び第4項関係)

(4) 総合区長の任期は、4年とするものとされたこと。ただし、市長は、任期中においてもこれを解職することができるものとされたこと。(法第252条の20の2第5項関係)

(5) 総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することと

された事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表するものとされたこと。(法第252条の20の2第8項関係)

ア 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

イ 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

ウ 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対して直接提供される役務に関する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの

(6) 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員を任免するものとされたこと。ただし、指定都市の規則で定める主要な職員を任免する場合においては、あらかじめ、市長の同意を得なければならないものとされたこと。(法第252条の20の2第9項関係)

(7) 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができるものとされたこと。(法第252条の20の2第10項関係)

(8) 総合区の区域内において選挙権を有する者は、その代表者から、市長に対し、総合区長の解職の請求をすることができるものとされたこと。(法第86条第1項関係)

3 その他

指定都市の議会においては、区を単位とする行政に住民の意思をより一層反映させる観点から、区単位の議会の活動が重要であることを踏まえ、地域の実情に応じて、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置くなど、区を単位として調査・審査等を行う仕組みを設けることも考えられること。

第2 指定都市都道府県調整会議の設置に関する事項 (略)

第3 中核市制度と特例市制度の統合に関する事項
(略)

第4 連携協約制度等の創設に関する事項
(略)

第5 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する事項
(略)

第6 施行期日

改正法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。ただし、第4に関する規定については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第3及び第5に関する規定については平成27年4月1日から施行するものとされたこと。(改正法附則第1条関係)